

社会福祉法人養楽福祉会 行動計画

令和2年3月16日

女性職員がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境の整備を行うとともに、職員が仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 法人の課題

- (1)女性職員の比率が49.5%と約半数を占めているが、女性役職者の占める割合は低い状況にある。
- (2)令和元年度から年次有給休暇5日取得の義務化が始まり、職員は最低でも5日は取得するようになったが、有給休暇の平均取得日数は福祉サービス業のほぼ平均日数程度である。職員のモチベーションアップ、優秀な人材確保のためには、有給休暇の取りやすい職場環境をさらに推進する必要がある。

3. 内容

目標1

役職者(管理職・主任・副主任)のうち女性職員の占める割合を現在の41.5%から45%以上にする。

<対策>

●令和2年4月～

- ・法人研修等に次世代を担う女性職員の積極的参加を要請し、人材育成を図る。
- ・役職者が日々の業務の中で、OIT教育を実施し技能等のレベルアップを図る。
- ・資格取得を推進し資質の向上を図る。

目標2

有給休暇の平均取得日数を現在の9.8日から12日以上とする。

<対策>

●令和2年4月～

- ・職員が計画的に休暇を取得できるよう前もって希望日を把握する。
- ・現在の業務内容を洗い出し、不要な業務をなくす等業務の効率化を図る。
- ・役職者が積極的に有給休暇を取得することにより有給休暇を取得しやすい職場風土を築く。
- ・勤務のシフト割がスムーズに組めるよう人材の流出を防ぎ確保に努める。